

独立行政法人水資源機構分任契約職
長良川河口堰管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 遠隔点検試験運用業務
- 2 成果品納入場所 三重県桑名市長島町十日外面136番地 長良川河口堰管理所
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から30日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 機構における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。ただし、本依頼時に一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者については、見積書提出期限において、一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていなければならない。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 見 積 書 提出期限 令和 6 年 3 月 1 日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_nagara@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提出期限 令和 6 年 2 月 2 6 日 17:00 まで
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和6年3月1日 17:00 までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

5 そ の 他

- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

遠隔点検試験運用業務

仕 様 書

令和6年2月

独立行政法人水資源機構

長良川河口堰管理所

第1章 総則

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所（以下「機構」という。）が行う「遠隔点検試験運用業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

2-1. 成果品納入場所

三重県桑名市長島町十日外面 136 番地 長良川河口堰管理所

2-2. 業務概要

本業務は、長良川河口堰管理所において巡視・点検に活用するため導入を検討している無人航空機について、目的を果たすために購入が必要な機体及び必要な構成機器について、規格の決定、数量及び概算金額の算出を行うものである。

2-3. 履行期間

契約締結の翌日から 30 日間とする。

第2章 業務内容

第1節 無人航空機を導入する目的

1-1. 屋外施設の巡視・点検

長良川河口堰本体及び周辺構造物について、遠隔地（水資源機構桑名寮（三重県桑名市東方））からの指示により長良川河口堰管理所に常設した基地から無人航空機を発進させ、あらかじめ決定した巡視ルート（別図）を自動巡回飛行して、複数拠点（長良川河口堰管理所、水資源機構桑名寮等）において、PC、タブレットまたはスマートフォンでリアルタイムや必要なタイミングで画像・映像を閲覧可能となるようにするものである。

第2節 対象機種

2-1. 屋外施設の巡視・点検用

無人航空機の性能は以下の通りとする。ただし、同等品以上であればこの限りではない。

- ・遠隔による自動巡回飛行ができること。
- ・無人航空機は常設する格納庫で待機させ、格納庫では自動充電を行う機能があること。
- ・可視カメラの画素数は1,200万画素以上とする。
- ・夜間飛行時に構造物を確認するため、サーマルカメラを有していること。
- ・自動巡回中に操作介入してカメラ画角及びズームの変更が可能で、操作後は自動巡回を継続することができること。

第3節 ネットワーク要件

3-1. 屋外施設周辺のネットワーク要件

- ・別図の通り、巡視ルートの一部には上り 10Mbps 以上のワイヤレスネットワークを配備済。

・上記以外は、既設のワイヤレスネットワークを配備していないため、巡視ルート上で不足する範囲については、必要に応じてポータブル式のアクセスポイントを準備すること。

第4節 計画準備

業務を行うにあたって事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な事項を調整する。

第5節 試験飛行

第1節の内容を実施するため、第2節に記載する対象機種を使用して担当職員の立会のもと試験飛行を行い、導入が必要な機体及び必要な構成機器について、設置位置の確認、規格の決定及び数量の算出を行うこととする。

また、試験飛行のルートは別図の通りとするが、最大の試験飛行範囲は、当日の状況に応じてワイヤレスネットワークの中心点から上下流方向に150m程度の水面上の範囲内を想定しており、担当職員の確認の上、適宜変更できることとする。

なお、試験飛行では目視外飛行は実施しないほか、映像については、格納庫帰還後に保存されたデータを取得することとする。

第6節 報告書作成

第5節の試験飛行の結果に基づき、第1節の内容を実施するために導入が必要な機体及び必要な構成機器について、設置位置、規格、数量及び概算金額（購入及びリース）のとりまとめを行い、報告書を作成するものとする。

また、既設のネットワークが全て遮断された場合に備え、衛星ブロードバンドインターネットを導入する場合の端末の規格及び概算金額についても報告書にとりまとめるものとする。

なお、成果品は、電子媒体（CD-R、DVD-RまたはHDD）で1部を機構へ納入するものとする。

第7節 その他

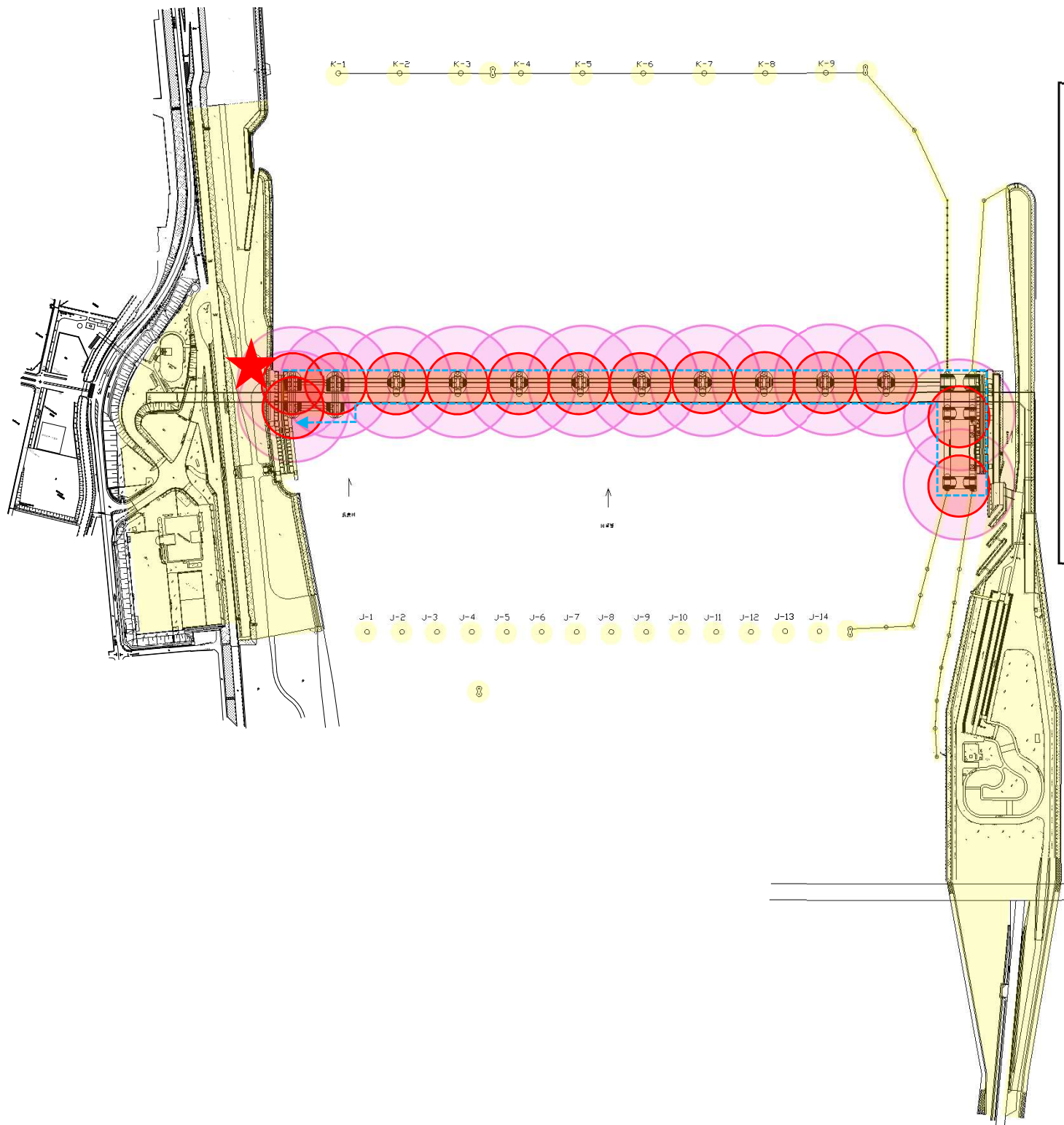
7-1. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。

7-2. 疑義等

本仕様書に記載のない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

－ 以 上 －



ワイヤレスネットワーク 配備範囲

- 10Mbps
- 5Mbps

ワイヤレスネットワーク 配備範囲	建屋からの距離m	
	25	40
通信速度 (上り) Mbps	10	5

- 点検を実施したい範囲 (構造物含む)
- 巡視ルート
- 試験飛行時の発着地点

業務名	遠隔点検試験運用業務		
名称	巡視ルート		
登録番号		整理番号	1
独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所			

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所 総務課 契約担当あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
長良川河口堰管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和6年2月19日に交付された(件名)遠隔点検試験運用業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。